

傍 聴 要 領

県立都市公園利活用等推進有識者会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、令和8年8月26日(水)17時までに、別添の会議開催案内に記載する問い合わせ先まで、傍聴を希望する旨、所属、名前、連絡先（電話番号）についてお知らせください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 現地調査・意見交換の秩序の維持

- (1) 現地調査・意見交換を傍聴する際には、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3に定める「現地調査・意見交換を傍聴する際に遵守する事項」に違反したときは、事務局から注意を行うことがあります。それでもなおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 現地調査・意見交換を傍聴する際に遵守する事項

- (1) 現地調査・意見交換の場では、静かに傍聴し、現地調査・意見交換の秩序を乱したり、運営の支障となる行為をしないこと。
- (2) 意見交換の場では、拍手その他の方法により、意見等に対して公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 現地調査・意見交換の会場で、喫煙をしないこと。